

## <報道発表資料>

.....

令和3年11月18日

### 「犯罪被害者週間街頭キャンペーン」を実施 ～11月25日から12月1日は犯罪被害者週間です～

(同時発表：さいたま市・春日部市各記者クラブ)

国では毎年、犯罪被害者等基本法の成立日である12月1日以前の1週間(11月25日から12月1日まで)を「犯罪被害者週間」と定め、全国的に啓発事業を実施しています。

そこで、埼玉県では、犯罪被害者週間を中心に、市町村と協力して「犯罪被害者週間街頭キャンペーン」を実施し、犯罪被害者の置かれた現状の理解と支援の必要性について広報啓発を行います。

#### ●犯罪被害者週間関連キャンペーン

##### 1 日時／場所

- 11月25日(木) 14:00～16:00／イオンモール春日部(春日部市)
- 11月25日(木) 15:00～16:30／川口駅(川口市)
- 11月26日(金) 14:00～15:00／川越駅(川越市)
- 11月29日(月) 14:00～14:30／大宮駅(さいたま市)
- 11月29日(月) 15:00～16:30／東川口駅(川口市)

##### 2 内容

地元自治体・警察署、犯罪被害者支援学生ボランティア Aya(彩)※ほか(会場により異なります。)による啓発品等の配布を行います。

##### 【啓発品等】

埼玉県犯罪被害者等支援条例の啓発品

彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センターのチラシ

性暴力等犯罪被害者専用相談電話「アイリスホットライン」のカード など

※ 犯罪被害者支援学生ボランティア Aya（彩）

- ・ 県、県警察、（公社）埼玉犯罪被害者援助センターが行う各種イベント、キャンペーン等において犯罪被害者等支援に関する広報啓発を行う学生ボランティアです。
- ・ 県内在住・在学の大学生若しくは専門学校生が参加しており、令和3年9月末現在の登録者数は196名です。
- ・ Aya（彩）という名称の由来は、「彩の国」の「彩」と、ボランティアに参加する学生自身が犯罪被害者支援の鮮やかな彩（いろどり）になってもらいたいという思いから命名しました。